

定 款

株 式 会 社 タ ク ミ ナ

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社タクミナと称し、英文ではTACMINA CORPORATION と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種ポンプ及びタンクの設計、製造ならびに販売。
- (2) 水質検査のための計測器及び機械装置ならびにこれに付随する各種機器の設計、製造及び販売。
- (3) 汚水処理機械及びこれに伴うスラッジケーキの二次加工機濾過機フィルターエレメントの設計、製造及び販売。
- (4) 各種気体圧縮機器の設計、製造及び販売。
- (5) 各種温水器の設計、製造及び販売。
- (6) 工業薬品、化学薬品の製造及び販売。
- (7) とび、土木、コンクリート工事業。
- (8) 電気工事業。
- (9) 管工事業。
- (10) 機械器具設置工事業。
- (11) 上下水道工事の設計、施工。
- (12) 旅館営業ならびに飲食店営業。
- (13) 山林業。
- (14) スポーツ施設の経営。
- (15) 卸売業。
- (16) 小売業。
- (17) 通信販売業及び流通業。
- (18) 飲食店、物販店等各種店舗開発の企画及び経営コンサルティング。
- (19) 上記各号に付帯する一切の事業。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2,300万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規則)

第 8 条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(単元未満株式についての権利)

第 10 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(議決権の代理行使)

第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議要件)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 17 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は 5 名以内とする。

(選 任)

第 18 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役(監査等委員を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 補欠により選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、取締役(監査等委員を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会)

第 23 条 監査等委員会は、すべての監査等委員で組織する。

(常勤の監査等委員)

第 24 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第 25 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 26 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第 27 条 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

第 6 章 取締役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第 28 条 当社は、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定できる契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 29 条 当社の事業年度は、毎年 4月 1日から翌年 3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第 30 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第 31 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 32 条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

昭和52年 4月27日	設立
昭和60年 7月25日	授權資本 改定
昭和62年12月 1日	目的 改定
平成 3年 2月27日	目的、授權資本 改定
平成 5年 6月29日	役付取締役 改定
平成 5年10月 1日	商号 改定
平成 6年 6月29日	目的、監査役の任期、その他 改定
平成 7年 6月30日	目的
平成 8年 6月28日	監査役及び監査役会、中間配当金、転換社債の転換と配当金 追加
平成 9年 3月24日	目的、額面金額、株式の総数、基準日 変更 単位株制度 追加 譲渡制限 削除
平成 9年 6月26日	公告の方法 変更
平成10年 6月26日	実質株主の記載
平成14年 6月27日	額面株式の廃止、単元株制度創設等、商法改正による変更
平成15年 6月26日	監査役の任期、議事録の電磁的記録と電子署名、株主総会特別決議の定足数緩和、株券失効制度に関する変更
平成17年 6月24日	公告の方法の変更
平成18年 6月23日	新会社法による変更

平成19年 1月 4日	単元株の変更（1,000株から100株）
平成21年 6月 19日	株券の電子化による変更
平成27年 6月 12日	会社法改正による責任限定契約の範囲変更
平成28年 6月 24日	監査等委員会設置会社に移行に伴う変更
2022年 6月 24日	株主総会参考書類等の電子提供措置に伴う変更